２０２６年１１月５日

２０２６年１１月１１日更新

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学）

２０２７年度研究課題募集要項

米国の募集要項が更新され、リンクが変更になりました。（11 月 11 日更新）

【重要】米国側の公募について

本事業は、米国との共同公募となり、DOE傘下研究機関所属の共同研究代表者からの米国側への申請も必要となります。本募集要項は、日本側の申請に対する募集要項となりますので、米国の募集要項については、以下をご参照ください。

《米国側への申請方法について》

Announcement Number: LAB 27-3640

https://science.osti.gov/-/media/grants/pdf/lab-announcements/2027/LAB-27-3640-000001.pdf　（11 月 11 日更新）

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学）は、日米両国間の高エネルギー物理学分野の研究及び技術交流を促進する目的で、1979 年より開始され、現在は、「科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和 63 年（1988 年）6 月 20 日締結）」に基づいて実施されている研究開発事業です。

本事業の具体的な実施については、「エネルギー分野及びこれに関する分野における研究開発のための協力に関する文部科学省とアメリカ合衆国エネルギー省（DOE）の間の実施取極（2013 年 4 月 30 日締結）」及び高エネルギー加速器研究機構（KEK）と DOE とで締結された、「エネルギー分野及びこれに関する分野における研究開発のための協力に関する日本国文部科学省とアメリカ合衆国エネルギー省の間の実施取極に基づく『高エネルギー物理学分野の事業取極』」（2015 年 10 月 6 日締結）に基づいています。

2017 年度の公募以降、本事業は DOE との共同公募を実施しています。長期的な共同研究を支援・促進するため、2021 年度の公募より、提案の研究期間の上限は最長 3 年に拡大されました。さらに 2025 年度の公募では、申請予算および研究期間に応じた応募区分が導入され、柔軟性と長期的な計画立案の推進が図られています。

2027 年度から、KEK 外の日本国内の共同研究機関で執行する経費については、当該機関へ委託研究費として送金します。

つきましては、以下のとおり 2027 年度に実施する研究課題について募集します。なお、すでに採択されている課題（継続課題）についても、新たな申請が採択された場合に当該継続課題を取り下げることを条件として、再申請することができます。また、研究期間が終了する課題については、終了後に同一または類似する研究テーマで新たに申請することもできます。

なお、予算交付が確約されていない時期での公募であることをあらかじめご了承ください。

１．事業方針

本事業は、日米研究機関間の実質的な協力によって実施される高エネルギー物理学分野の共同研究課題を募集します。

２．募集対象分野

日米双方が共同研究に関心を持っている現在進行中の高エネルギー物理実験や技術開発に関する提案が対象となります。また、新しい加速器や検出器の研究開発のための提案も対象となります。

募集する対象分野は、主に以下の分野です。

1）現行または将来の高エネルギー物理実験の物理成果をより高めるための研究開発（R&D）

※米国エネルギー省（DOE）は、「HENP 実験」をエネルギー・フロンティア、インテンシティ・フロンティア、コズミック・フロンティアに属する実験として定義しています。詳細は、以下のウェブページをご参照ください。

https://science.osti.gov/hep/research/

2）将来の加速器に向けた加速器技術の開発（超伝導空洞やナノビーム技術を含む）

3）高エネルギー物理実験用測定器及びその性能向上に係る研究開発

4）高エネルギー物理に関連する計算技術および高性能計算技術の開発

5）高エネルギー物理実験に応用される技術の開発（人工知能・機械学習(AI/ML)、量子情報科学(QIS)、マイクロエレクトロニクスなど）

※米国側募集要項では、人工知能に相当する用語として AI を Super Intelligence (SI) と表記

※米国では DOE Office of Science (DOE SC)の技術イニシアティブを奨励しています。DOE SC 技術イニシアティブについては以下のウェブページをご参照ください：https://www.quantum.gov/science/

6）高エネルギー物理実験の改善に向けた超伝導量子デバイス（例：トランスモン、超伝導空洞、または量子コンピュータ）の応用および改良手法の開発

7）新たな加速器、測定器および実験コンセプトを創出発展させる会議・ワークショップの開催

※米国側では、上記の募集対象分野において、Genesis Mission の日米連携に貢献し、その連携を通じて研究の進展が期待できる提案に関心を示しています。中でも、同ミッションが掲げるグランドチャレンジ（重要な科学技術課題）のうち、上記の募集対象分野に関連する課題に取り組む研究に、特に関心を示しています。詳細は、以下をご参照ください。

https://science.osti.gov/-/media/grants/pdf/foas/2026/DE-FOA-0003612-

000003.pdf

３．申請区分（日本側申請）

いずれの募集対象分野も以下の２区分となります。

申請区分 A：申請する研究期間中のいずれかの会計年度で 500 万円を超えるもの。
申請可能な研究期間は３会計年度。
米国側の対応区分は Full Application。

申請区分 B：申請する全ての会計年度で 500 万円以下のもの。
申請可能な研究期間は最大２会計年度。
米国側の対応区分は Exploratory Application。

留意事項

- 申請区分は、研究期間中の各会計年度に申請する物件費の額に基づいて決定してください。500 万円の判定は、研究期間全体の合計額ではなく、各会計年度の申請額によって行います。
- 共同研究に係る米国側の資金が日米共同公募とは別の枠組みで措置される場合は、日本側のみに申請する課題も受け付けます。これは、米国で進行中の研究に対する課題も含まれます。
- すでに採択されている課題については、これまでの成果を踏まえて研究をさらに発展させるため、同一または類似する研究テーマで再申請することができます。ただし、新たな申請が採択された場合は、現在の課題を取り下げていただきます。
- 研究期間が終了する課題についても、これまでの成果を踏まえた研究のさらなる発展に向けて、同一または類似する研究テーマで新たな研究計画を申請することができます。

４．申請資格（日本側研究代表者）

日本側の研究代表者（申請者）は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 日本国内の国立大学法人、公立大学法人、私立大学又は文部科学省所管の法人に所属し、研究に従事する者であること。
- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ所属機関が実施する研究倫理教育の受講を完了した者であること。
- 所属機関が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストを府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて提出していること。

米国側への申請資格は DOE の募集要項に従う必要があり、米国側研究代表者は、DOE 所管の研究所に所属する者に限定されます。ただし、「３．申請区分（日本側申請）」で述べた日本側のみに申請する課題についてはこの限りではありません。

５．日本側参加者資格

研究代表者以外の日本側研究参加者は、以下の要件を満たす必要があります。

- 日本国内の国立大学法人、公立大学法人、私立大学又は文部科学省所管の法人に所属し、研究に従事する大学院学生以上の者であること。
- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ所属機関が実施する研究倫理教育の受講を完了した者であること。申請時に受講完了していない場合は、採択後、研究開始までに当該の研究倫理教育の受講を完了させること。

6．採択期間

採択期間は、申請区分 A は最大 3 会計年度、申請区分 B は最大 2 会計年度です。申請した研究期間がそのまま採択期間として認められるとは限りません。採択にあたっては、審査結果や予算状況等を踏まえ、申請した研究期間より短い期間で採択される場合があります。

また、採択後の翌年度以降の研究の継続については （1）KEK の予算状況、(2) 研究計画の進捗状況、(3) 報告書の提出状況、(4) 採択条件の遵守を考慮のうえ決定します。

7．支援対象経費（日本側）

本事業では、日本側の研究活動に必要な経費として、以下の経費を支援します。

（1）支援対象となる経費

物件費	研究に必要となる物品の購入費用。
外国旅費	日本側参加者が日本から米国へ出張する際の旅費および出張に付随する費用。 ・　日本から米国への出張旅費 ・　レンタカー代 ・　会議・ワークショップ等の参加登録料等出張に付随する費用 なお、外国旅費には次の制限があります。 ・　各年度の 3 月 10 日までに帰国するものに限ります。 ・　米国以外への出張には使用不可。 ・　米国からの研究者の招聘には使用不可。

（2）支援対象とならない経費

本事業の経費は、原則として、以下の用途には使用できません。

① 人件費、謝金（共同研究者が所属する米国機関のエンジニアやテクニシャンなどへの役務費含む）
② 弁当その他これらに類する飲食代、レセプション代等
③ 不動産取得に係る経費
④ 本研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
⑤ 間接経費（共同研究者が所属する米国機関のオーバーヘッド含む）

⑥ そのほか、本研究と直接的な関係が認められない経費

（3）経費の執行方法

① KEK 以外の日本国内の共同研究機関で執行する経費

KEK 外の日本国内の共同研究機関で執行する経費については、KEK に所属する共同研究者の有無にかかわらず、原則として、当該機関へ委託研究費として送金します。委託研究費を受けた機関から、さらに他の機関へ再委託をすることは、原則として認められません。委託研究契約書のひな形および委託研究費に関するガイドラインは、後日お知らせします。

② 米国の大学・研究機関で調達する場合

必要と認められる場合は、共同研究者が所属する米国の大学又は研究機関で調達を行うことができます。この場合に限り、例外として、上記委託研究費の再委託を行うことが認められます。ただし、米国機関の間接経費（オーバーヘッド）は支出できません。

米国機関に所属する共同研究者は、当該予算による発注の技術的な事項だけでなく、予算管理や財務に関する事項についても、日本側研究代表者、所属する米国機関、日本側の資金送金機関との間で調整を行う必要があります。ガイドラインは、後日お知らせします。

③ 外国旅費の執行

外国旅費は、委託研究費の対象にはなりません。外国旅費は、全て KEK において執行します。

（4）複数年度にわたる課題の経費執行上の注意

経費は、原則として配分が決定した年度内に執行してください。ただし、複数年度にわたる課題について、研究計画の遂行上、次年度への繰越しが必要と認められる場合は、KEK の事前承認を得たうえで、繰越しが認められることがあります。

8．申請書類の作成および提出方法

（1）提出書類

日本側への申請にあたっては、以下の書類を作成し、提出してください。ページ数に制限がある書類については、制限を厳守してください。

日米双方から申請する場合、概要及び研究計画書は日米双方に同じものを提出してください。なお、日本側と米国側では用紙サイズが異なるため、ページ数が変わってしまう場合があります。それぞれの提出書類が、各国の所定のページ制限を満たしていることを確認してください。

- 表紙（Cover Page。KEK 指定様式）
- 予算計画（Budget plan。KEK 指定様式）
 他の日本側資金による研究費のリストを含めてください。
- メンバーリスト（Member list。KEK 指定様式）
- 概要（Abstract）

1 ページ以内で作成してください。日米双方から申請する場合、概要は日米双方で同じものを提出してください。日本側と米国側では用紙サイズが異なるため、ページ数が変わってしまう場合があります。それぞれの提出書類が、各国の所定のページ制限を満たしていることを確認してください。

- 研究計画書（Project Narrative）

 申請区分 A: 8 ページ以内

 申請区分 B: 5 ページ以内

 ページ数の制限を厳守してください。日米双方から申請する場合、研究計画書は日米双方に同じものを提出してください。日本側と米国側では用紙サイズが異なるため、ページ数が変わってしまう場合があります。それぞれの提出書類が、各国の所定のページ制限を満たしていることを確認してください。
- 予算積算根拠（Budget Justification。KEK 指定様式）

 申請する経費の積算根拠を記載してください。日本側のみで申請する場合は、米国側で発生する必要経費の負担方法についても、併せて記載してください。
- 補足資料（必要に応じて）

 必要に応じて、研究計画を補足する資料を添付することができます。

（２）研究計画書の作成要領

研究計画書は、以下の項目で構成することを推奨します。

- 背景

 提案する研究の重要性および意義を説明するとともに、関連する先行研究について概説してください。
- 研究計画の目的

 提案するプロジェクトの具体的な目的・達成目標を明確かつ簡潔に記載してください。
- 進捗報告（継続申請の場合のみ）

 継続申請の研究計画書には、独立した項目として、現在の研究期間（直近の新規採択または継続採択以降）に実施した研究の成果の説明、当該成果と継続期間中に実施を提案する研究活動との関連性についての分析、および実施中の研究全体の方向性に影響を及ぼした変更事項の説明を含めてください。また、現在のプロジェクト期間終了時点で見込まれる残額についても記載してください。
- 研究内容および研究方法

 検証する仮説（該当する場合）を明記するとともに、実施する研究方法の詳細を記載してください。また、実験研究と理論・計算研究との連携・統合についても説明してください。
- 研究実施スケジュール

 マイルストーンおよび成果物を含め、主要な研究活動の実施スケジュールを時系列で示してください。

（３）申請書の作成言語及び様式

様式上で特に指定がない限り、申請書は英語で記述してください。

申請書様式一式は、以下のウェブサイトからダウンロードしてください。

「KEK 指定」と記載されている書類については、必ず指定の様式を使用してください。

【申請書様式ダウンロード先】

http://www2.kek.jp/kokusai/us_japan/document/joint_call/2027/forms.zip

（４）提出先及び提出方法

日本側申請者は KEK に申請書を提出してください。なお、米国側申請者は DOE の募集要項に従って提出する必要があります。

申請書は以下の申請書提出先に電子メールにてお送りください。メールサイズは 5MB 未満にしてください。5MB を超える場合は事前に KEK にご連絡ください。

《日本側申請書提出先》

高エネルギー加速器研究機構

研究協力部国際企画課 国際企画第一係　宛

E-mail　koryu1@mail.kek.jp

《申請書提出期限》

2027 年 1 月 15 日（金）7：00（日本時間）

９．審査

日本側への申請は KEK が審査し、同様に米国側への申請は DOE が審査します。日米それぞれでの審査が終了した後、日米での合同審査を行います。

日本側審査は、日米科学技術協力事業高エネルギー物理学研究計画委員会にて、以下の通り実施します。詳細は、別途日本側申請者に連絡します。

	申請区分A	申請区分B
書類審査	要	要
ヒアリング審査 (2027年2月8日～9日KEKにて実施予定)	要※	不要

※　申請区分 A の日本側申請者には、2027 年 1 月 27 日（水）までに発表用資料を KEK 国際企画第一係（koryu1@mail.kek.jp）へ提出いただきます。

審査結果は、KEK 及び DOE 合同で開催する日米科学技術協力事業高エネルギー物理学合同委員会（2027 年 4 月下旬開催予定）の後に通知します。

１０．審査基準

■研究課題の科学的技術的価値

- 研究計画の科学的革新性
- 価値のある結果が得られる見込み
- 研究成果が関連する科学分野において、研究の方向性、進展、思考に与える影響
- 同分野の他の取り組みと比較した際の科学的・技術的な価値および独創性
- 影響力のある成果が得られる見込み
- 継続申請のみ：提案された研究は、現在支援を受けている研究を適切に発展・継続、または後継する内容となっているか。

■研究方法の適切性

- 論理的で実現可能であるか。
- 革新的な概念、方法を採用しているか。
- 概念的な枠組み、方法、分析の妥当性。また、それらが、十分に発展しており、科学的に有効な結果が得られるか。
- 潜在的問題を認識し、代替法が検討されているか。
- 提案する研究は、「２．募集対象分野」と整合しているか。
- 提案する研究計画には、プロジェクトに従事する研究者・職員等に対する計画的な指導・育成が組み込まれているか。
- 学生および若手研究者の採用・確保ならびに継続的な参画を図る計画において、十分なメンタリングが盛り込まれている場合は、加点要素となることがある。

■申請者の資質及び資源の適切性

- 継続申請の場合、研究チームのこれまでの研究実績および今後の研究遂行能力・発展性は十分であるか。
- 研究チームは、提案する研究を遂行するために十分な知識、経験および能力を有しているか。
- 代表研究機関における研究分担の割合
- 環境や設備の適切性
- 独自の設備や能力を活用しているか。

■予算要求額の合理性および適切性

- 予算額と人員の適切性
- 研究計画に対する予算額の合理性および適切性

■共同研究における日米間の責任のバランス

- 日米の責任はバランスが取れているか（両国の研究分担は同等であり、双方で重要な課題に取り組んでいるか)。
- 共同研究における双方の貢献は相乗効果を生んでいるか。どちらか、または両方

の独自の能力が活用され、研究内容をより説得力のあるものにしているか。

上記の基準に加え、日本側選考過程では以下も考慮されます。

- 研究内容が「２.募集対象分野」に合致しているか
- 日米間の協力の必要性
- 米国側に対応する申請がない研究課題の合理的理由

１１．成果報告

- 日本側研究代表者は、日米科学技術協力事業高エネルギー物理学研究計画委員会において、毎年度、研究成果を報告する必要があります。

 ＜参考：日米科学技術協力事業高エネルギー物理学研究計画委員会＞

 日程: 2027 年 2 月 8 日～9 日（予定）

 場所：高エネルギー加速器研究機構つくばキャンパス
- 日本側または米国側の研究代表者に、日米科学技術協力事業高エネルギー物理学合同委員会での成果報告を依頼する場合があります。

 ＜参考：日米科学技術協力事業高エネルギー物理学合同委員会＞

 日程: 2027 年 4 月下旬（予定）

 場所：高エネルギー加速器研究機構つくばキャンパス
- 日本側研究代表者に、定期（おおむね 5 年毎）開催する日米科学技術協力事業高エネルギー物理学評価委員会での成果報告を依頼する場合があります。次回開催は、2029 年度以降を予定しています。
- 当該研究課題の研究成果は、「日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学）/ U.S.-Japan Science and Technology Cooperation Program in High Energy Physics」の支援であることを明記してください。

１２．重要な注意事項

共同研究活動においては、研究データおよび知的財産権を適切に取り扱い、相手機関の安全規則を遵守してください。

１３．問合せ先

《申請内容について》

高エネルギー加速器研究機構　研究計画委員会　幹事　　戸本　誠

E-mail　makoto.tomoto@kek.jp

《提出書類について》

高エネルギー加速器研究機構

研究協力部国際企画課 国際企画第一係　宛

電話　029-864-5132

E-mail　koryu1@mail.kek.jp

※ファイルサイズが 5MB を超える場合はご連絡ください。